

豊中の未来を描こう！！

発行 2020年2月

VOL. 160

今年の2月は
一日多い
そうですね。

豊中市議会議員
無所属

かんばらこういちろう

神原宏一郎の つながり通信

～生活・社会そして人・・・すべては政治とつながっている～



関心・期待感・信頼感を抱く政治へ

今年度の視察報告～どう活かすかが重要！！～

毎年、全国の様々な自治体や事業所等に、常任委員会で、さらに会派や議員個人としても視察をしていますが、訪問して話を聞くだけではあまり意味がありません。どのような視察を行っているかをお伝えするとともに、視察から何を学び、本市にどのように活かしていけるかに視点を置いて、今年度、実施した視察の報告をさせていただきます。

◆ 会派での視察報告 ◆

～授業時間数の確保を目指して～ 『小中学校を二学期制に！！』

＜神奈川県平塚市＞

平塚市では、平成17年度から、授業時間数の確保やきめ細やかで多様な評価を行なうことを目的に小中学校の全校で2学期制を導入しました。

【導入による効果】

- ①年間授業時間数が増加し、授業改善が進行
- ②夏季休業前や休業中の教育相談が充実
- ③学校行事の時期が柔軟に設定可能に

保護者からは肯定的な評価が多い

授業時間数の確保や教育相談の充実、学校行事の時期が柔軟に行えるなどを理由に、2学期制を肯定的に評価している保護者はかなり多い。

授業時間数の確保は喫緊の課題

毎年のように台風や地震などの自然災害による休校や、インフルエンザ等による学級(学校)閉鎖など、学校現場は授業時間数の確保に非常に苦慮している。

～災害時の動物保護を考える～ 『動物愛護条例で明確化！！』

＜埼玉県三郷市＞

住環境や生活スタイルが多様化し、様々な形でペットが飼われるようになりました。三郷市の動物愛護条例には、災害時の動物の保護、具体的には、「市長は、災害時において、動物を保護するために必要な措置を講ずるものとする」と明記されています。

【豊中市の現状と課題】

★課題1★

災害時の動物の保護やペットへの市の対応方法や責務が明確になっていない

★課題2★

避難所での動物の保護、ペット同伴での避難者の受け入れ体制が整っていない

★課題3★

災害時にどの程度のペットの受け入れが必要なのか把握できていない

2学期制導入で儀式的行事も見直しを！！

始業式や終業式などの儀式的行事やそれに伴う短縮授業、学期末事務等が減ることで、授業時間数の確保と共に教職員の負担の軽減、子どもたちと向き合える時間の確保にも繋がるのが期待できます。

現状把握と課題整理が急務！！

まずは、現状の避難所の体制で、ペット同伴での避難者の受け入れが可能なのか、災害時にどの程度の受け入れが必要となるのかなどの調査、分析、現状把握を早急にしなければなりません。

◆ 環境福祉常任委員会視察報告 ◆

～全ての人々が自らの意思で、自立して活動し、自己実現できる社会を目指して～
『ユニバーサル推進条例の制定』

＜東京都中野区＞

中野区は全員参加型社会の実現を目指し、2018年から『ユニバーサルデザイン推進条例』を施行し、条例の目的を達成するため、『ユニバーサルデザイン推進計画』を定め、5か年計画として、取り組みを進めています。

◇特徴1◇

目指すべき将来像を定め、①取組の状況を広く区民に公表(取組の見える化)することや、②区民意識調査により、ユニバーサルデザインの認知度・理解度を把握すること、③区民との協働により区有施設の改修箇所を点検することを義務付け。

◇特徴2◇

ハード(支障なく円滑に利用できる都市基盤・施設の整備の推進)、ソフト(平等かつ円滑に利用できる商品・サービスの提供の推進)に加え、ハート(一人一人の個性や多様性が理解かつ尊重され、様々な人が支え合うための理解の促進)を目指す。

◇特徴3◇

性的少数者に対する理解促進策として、『同性パートナーシップ宣誓』制度を設け、要綱で、パートナーシップの関係にある2人からの届出により、「宣誓書等受領証」や「公正証書等受領証」を交付している。

行政としての姿勢、意向を明らかにすることを重視
2018年から現在までに、パートナーシップ宣誓書等受領証を35件交付。宣誓することで、法律上の権利を付与する効果はないが、多様な生き方、個性や価値観を受け入れることのできる地域社会の実現に向けた区の姿勢を明らかにすることを重視。

目指すべき将来像を明らかに!!

豊中市でもユニバーサルデザイン推進条例の制定、推進計画の策定などを通して、市内外に市としての目指すべき将来像を示し、年齢、性別、個人の属性や考え方、行動の特性等に関わらず、全ての人々が生活しやすいようあらかじめ考慮や配慮された都市基盤及び生活環境が整えられることが望まれます。

～生活困窮者自立支援の推進～
『断らない相談支援』

＜神奈川県座間市＞

座間市では平成27年から生活自立支援事業に取り組み、必須事業の自立相談支援事業や住居確保給付金の支給と共に、任意事業として、子どもの学習・生活支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業、居住支援推進事業を実施しています。

◇特徴1◇

属性を問わず、どんな相談も「断らない」でまずは受け止める「断らない相談」に徹する。

◇特徴2◇

市職員の相談支援員、就労支援員などが、個別相談を通じて、継続的な支援が必要な相談者に対しては、支援プランを作成。

◇特徴3◇

生活困窮者自立支援制度助言弁護士を設置し、迅速な対応や解決、相談に関する法的トラブルのリスク回避に注力。

★事業の効果★

新規相談受付が平成30年度は437件、月平均28.1件(人口10万人当たり)と、全国平均の約2倍に増加。

いかに自立に繋げるか!!

生活困窮者自立支援は、①仕組みありきではなく、支援の実態を作ること、②つながった縁をつなぎ合わせて、ネットワークを形成していくことが非常に重要であり、どんな相談も断らないことは大事なことです。いかに自立に繋げていけるか、ノウハウやスキルの確立にも人的、財政的支援が求められます。

皆さまのご意見・ご感想をお聞かせ下さい。
メールアドレス: young_spiritjp@yahoo.co.jp

発行元 前向きひろば ～Positive Square～

〒560-0021 豊中市本町 3-1-20 エルビル 2 階
TEL&FAX: 06-6854-5664

平日(土・祝日は除く)の10時から17時はスタッフがおります。

young_spiritjp@yahoo.co.jp

<http://positive-square.sakura.ne.jp/>

Facebook 活用しています!!

「つながり日記」毎日HPで更新中!!

※ご希望の方には通信を無料でお届けします。お気軽にご連絡ください。



前向きひろば 神原宏一郎 事務所

